

○財務省告示百五十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年四月十九日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年五月十一日

財務大臣 野田 佳彦

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九十六回）
- 二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「価格競争入札」において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に「価格競争入札」と同時に「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに

五

募 入

イ

入 札 発 行 争

応募限度額を定めるものによる
発行（以下「国債市場特別参加
者・第Ⅰ非価格競争入札発行」と
いう。）及び価格競争入札の募入
の決定をした後に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

ロ

非 競 争 入

各申込みのうち応募価格の高い
ものからその応募額を順次割り
当てる。各申込みの応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てる。特別参加者ごとの応募
限度額の範囲内において各申
込みにの応募額を割り当てる。

ハ

特 別 参 加 場

六

イ

発

入 札 発 行 争

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債について、額面金額
で二兆千八百七十八億円

十 三 二	の 経 過 利 子 率	入 札 発 行	価 格 競 争	・ 第 II 加 場 者	別 参 加 者	債 市 場 特 定	行 及 び 国 外	争 入 札 発 行	非 格 格 競 争	者 ・ 第 I 加 場	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行 、 入	非 競 争 入	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 日	十 一 イ	十 一 イ	九	八	振 替 単 位	額 最 低 面 金
-------------	----------------------------	------------------	------------------	-----------------------------	------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------------	------------------	------------------	-----------------------	------------------	------------------	------------------	-------------	-------------	-------------	---	---	------------------	-----------------------

五 万 円	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	す る 。○	平 成 二 十 三 年 四 月 十 九 日	十 四 面 金 額 以 上 の 金 額 に つ き 九 十 九 円 八 角	十 六 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八 角
-------------	--	---	--	--------------	---	---	--

(一)年 ○
は、募入五
、払込決パ
式に、算出に通
十号により規
むものとする
る。期た金に
払を第
二

額面金額の総額 × $\frac{0.5 \times 30}{100 \times 365}$

十 十 十 十
 八 七 六 五
 払 元 償 償 後 第
 場 利 還 還 の 二
 所 金 金 期 利 期
 支 額 限 子 以

十
 四
 初
 期
 利
 子

日 額 平 利 て を 毎
 本 面 成 子 、 支 年
 銀 金 二 所 払 三
 行 額 十 支 の 期 月
 百 八 払 日 と 二
 円 年 う 。 以 し 十
 に 三 前 。 六 各 日
 つ 月 月 月 支 及
 き 二 間 に 期 九 び
 百 十 属 子 月 二
 円 日 する お 十
 日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

規 下 は 期 た 期 平
 定 、 、 が 金 と 成
 す 次 、 そ の 額 し 二 控
 期 号 及 翌 行 支 、 十 除
 日 日 第 業 休 払 の 三 する
 に 十 六 日 に 業 日 算 年 こと
 つ 六 号 に 支 業 日 式 九 が
 い 十 号 に 払 日 支 式 月 可
 て 六 にお 払 支 支 式 月 能
 同 十 いて 額 出 出 式 月 以
 じ 六 いて 支 出 出 式 月 以
 。 十 いて 支 出 出 式 月 以
 。

平 控 得 は 出 に 住 時 額 金 に の 口 る に
 成 除 税 外 し は 者 に 一 額 よ に 座 も 係 発
 二 する 国 した 又 お いた 算 つ に の の 行
 十 こと 法 金 前 は いて 分 の い 記 と 所 時
 三 ができる 人 が 記 (一) 外 取 、 の し は 又 て 税 にお
 年 乗 適 が 算 の 国 得 当 二 た 十 金 前 記 振 替 源 が いて
 九 じた を 用 該 算 の 法 人 者 該 十 額 前 録 口 泉 徴 所
 月 金額 を を 非 居 住 者 債 を 乗 じ ら の 算 算 中 の 利
 二 額 を 受 居 住 者 が 非 居 行 金 該 式 も の 子
 十 額 を ける 者 又 算 合 居 行 金 該 式 も の 子
 日 を する 所 又 算 合 居 行 金 該 式 も の 子

(二)

二 十 九

払 込 期 日 者 入 札 参 加

平 成 二 十 三 年 四 月 十 九 日 財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者